

東京都消費生活総合センターホームページに掲載

発行：日本置き薬協会 事務局

「消費者教育推進法」（平成24年12月施行）では、事業者がその従業員に対し消費者教育（消費生活に関する研修等）を行うことを努力義務としており、東京都では同法に基づく「東京都消費者教育推進計画」を策定（平成25年8月）し、企業等の従業員に対する消費者教育を促進している。企業担当者が社員向けの消費者教育の企画実施の一助になればと、東京都消費生活総合センターのホームページには、既に4事例が紹介されているが、今回、当置き薬協会が紹介される事となった。

その4事例とは、生活協同組合コープみらい東京エリア、(株)福助、三菱自動車工業(株)、日本総合住生活(株)。いささか違うのは、置き薬協会の会員企業の配置従事者（員）が、オフJTの「置き薬医薬品販売士講習」を受講して、そのカリキュラムの一部に消費者教育があるということだ。

置き薬医薬品販売士講習は、集合教育15時間、通信教育15時間の都合30時間で生まれ、実施は日本薬業研修センター様が当たって頂いている。集合教育には1時間30分の「薬害被害者講習」と1時間の「特定商取引法講習」が含まれていて、今回はその後者に注目頂いたことになる。その講師は東京都消費生活総合センターより派遣頂く「コンシューマーエイド」（消費者啓発員）で、同センターはこの講師派遣制度を「出前講座」としている。既に数年にわたり受講を重ねた配置薬業界向けの講習内容については以下の通り。

1. 消費生活センターについて

○消費生活センターとは ○消費生活相談の特徴 ○消費生活相談の種類 ○消費生活センターの根拠法

2. 配置薬について

○配置薬に関する相談件数の推移 ○配置薬の相談内容の特徴 ○配置薬の契約成立の時点とは ○配置薬の販売を規制する法律 ○特定商取引法における訪問販売に対する規制 ○配置薬に関する事例 ○特商法（訪問販売）の規制体系早見表

今回の掲載により配置業者、配置業団体を始めとし、同法に関わる企業、団体の社員、会員が消費者教育に積極的に取り組むことを願う次第である。

なお、検索は、東京都消費生活総合センター（東京くらしWEB）⇒学びたい⇒タイアップ企画等⇒事業者団体⇒従業員向け消費者教育（取組事例）を経て見る事が出来る。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081